厚生労働省発基0827第2号平成30年8月27日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条第1項第1号及び同項第2号の規定に基づき、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」(別紙)について、貴会の意見を求める。

働き方改革を推 進するため Ď 関係法律の整 備 に関する法律の施行 に伴う厚生労働省関係省令 の整備等

に 関する省令案要綱 $\widehat{\mathbb{C}}$ ん肺 法 施行規則及び労働安全衛生規 則 の 一 部改正問 関係

第一 じん肺法施行規則の一部改正

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(以下「改正法」という。)による改正後

のじん肺法第三十五条の三第三項の規定による指針の公表は、 当該指針の名称及び趣旨 を官報に掲 載す

るとともに、 当該指 針 を厚生労働 省労働基準 一局及び 都道府県労働局 に お ζ) て閲覧に供することにより行

うものとすること。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一産業医・産業保健機能の強化

1 事業者は、 産業医が 辞任したとき又は産業医を解任したときは、 遅滞なく、 その旨及びその理由を

衛生委員会又は安全衛生委員会に報告 しなければならないものとすること。

2 改 正 法 による改正 後 の労働安全衛生法 (以 下 「新安衛法」 という。)第十三条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚 生 一労働 省

令で定める事項に、 新安衛法第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導及びその結果に基づく労

働者の健康を保持するための措置に関することを追加すること。

3 産業医 は、 労働者 の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めな

ければならないものとすること。

4 新安衛法第十三条第四項 (新安衛法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。) の厚生労

働省令で定める情報は、次に掲げる情報とすること。

既に講り

じた健康診断

実施

後

の措置

面接指導実施後

の措置若

しくは労働者の心理的

いな負担

(1)

程度

を把握、 一するための検査 の結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置 の内

容に関する情報(これらの措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)

(__) 休憩時間を除き一週間当たり四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が一月当

たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報

(三) (一及び二に掲げるもの (T) ほ か、 労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健 康管理等

を適切に行うために必要と認めるもの

5

4 の情報の提供は、 次に掲げる情報の区分に応じ、 それぞれに定めるところにより行うものとする

こと。

4 の一に掲げる情報 健康診断の結果についての医師等からの意見聴取、 面接指 導の結果に つい

ての医師からの意見聴取又は労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査の結果に基づく面

接指導の結果についての医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。

- 4 の二に掲げる情報 当該超えた時間の算定を行った後、 速やかに提供すること。
- (三) 4の三に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、 速やかに提供すること。

新安衛法第十三条第五項の勧告をしようとするときは、

あらかじめ、

当該勧告の

内

|容に

6

産業医は、

ついて、 事業者の意見を求めるものとすること。また、事業者は、 当該勧告を受けたときは、 当該勧

告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容 (措置を講じない場合にあっては、その旨及びそ

 \mathcal{O} 理 曲 を記録し、 これを三年間保存しなければならないものとすること。

7 事 業者が、 6 \mathcal{O} 勧告を受けたときの衛生委員会又は安全衛生委員会への報告は、 当該勧告を受けた

置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由)について行うものとすること。 後遅滞なく、 当該勧告 の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容 (措

三頁

- 8 産 業医 の権限には、 次の事項に関する権限が含まれるものとすること。
- 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
- (___) 労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。

労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとる

べきことを指示すること。

(三)

9 事 業者は、 安全委員会、 衛生委員会又は安全衛生委員会の開催 の都度、 これらの委員会の意見及び

当該意見を踏まえて講じた措置の内容等を記録し、 これを三年間保存しなければならないものとする

10 産業医は、 衛生委員会又は安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審

議を求めることができるものとすること。

11 新安衛法第百 一条第二項 (同条第三項に お いて準 用する場合を含む。) の厚生労働省令で定め る事

項 は、 事 業場 に おける産 産業医等 の業務 の具体 的 な内容、 産業医等に対する健 康 相談 0 申 出 0 方法 及び

産業医等による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法とするとともに、 当該周知は、 次に

掲げる方法によって行うものとすること。

- 常時. 各作業場 の見やすい場所に掲示し、 又は備え付けること。
- 二 書面を労働者に交付すること。
- (三) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、 かつ、各作業場に労働者が当該記

録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

12 新安衛 法第 百四条第三項の規定による指針 の公表は、 当該指針 の名称及び趣旨を官報に掲載すると

当該指: 針を厚生労働省労働基準局及び都道府県労働局において閲覧に供することにより行う

ものとすること。

一面接指導等

1 新安衛法第六十六条の八第一項の厚生労働省令で定める要件は、 休憩時間を除き一週間当たり四十

時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間 が 月当たり八十時間 を超え、 か つ、 疲労の蓄

積が認められる者であることとすること。

2 事業者は、 1の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者に対し、速やかに、 当該労働者に

係る当該超えた時間に関する情報を通知しなければならないものとすること。

3 新安衛 法第六十六条の 八の二第一 項の厚生労働 省令で定め る時 間 は、 休憩 詩 間を除る き 週 間 当たり

四十時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間について、一月当たり百時間とすること。

4 新安衛法第六十六条の八の面接指導の実施方法等に係る規定は、 新安衛法第六十六条の八の二第一

項に規定する面接指導について準用するものとするとともに、 必要な読替えに係る規定を設け、 当該

面 選接指導 は3の 超えた時間 の算定の期 日後、 遅滞なく、 労働者に対して行うものとすること。

5 新安衛法第六十六条の八の三の 厚生労働省令で定める方法は、 タイムカードによる記録、 パ ソナ

ル コンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法とすること。

また、 事業者は、これらの方法により把握した労働時間 の状況の記録を作成し、 三年間保存するため

の必要な措置を講じなければならないものとすること。

第三 その他

一 この省令は、平成三十一年四月一日から施行すること。

この省令の施行の日前にした行為に関する罰則の適用については、 なお従前の例によるものとするほ